



様式第5号（第5条関係）

令和8年3月31日

益田市議会議員
佐々木 恵二 様

議員 高橋 伴典

益田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

1 収 入
政務活動費 120,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	136,000	視察①衆議院議員会館 ②領土・主権展示館
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
要請・陳情活動	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	136,000	

3 残 額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費支出報告（調査研究費）

視 察 先	視察①衆議院議員会館
調 査 日	令和 7 年 12 月 19 日～21 日 (視察日：12 月 19 日、20 日)
視察内容	(1) 中小企業政策について～経済産業省 (2) 地域医療構想について～厚生労働省
経 費	詳細は別紙
所 感	衆議院議員会館会議室にて、各担当省庁から研修を受けた上で意見交換を行った。 (1) 国内において中小企業は全企業の 99.7%であり、雇用の 7 割を担い、また、中小企業の付加価値創出額は国全体に対して 5 割以上を占めるなど、国の経済・雇用両面での中心を担っている。その現状を踏まえて、コストを価格に適切に転嫁するための取引適正化、事業の拡大や事業承継・M&A等による中堅・中小企業の成長、新設備投資や新分野への事業転換等による「稼ぐ力」を持った強い中小企業を生みだすことを目指して、経済産業省においては以下の 3 点を主要な政策の柱として打ち出している。 ・ 賃上げへの対応 ・ 資金繰り対策 ・ 事業承継・M&A支援 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱であるが、実質賃金の伸びは過去 30 年近く他の先進国に比べて低水準で推移している。今後も物価高、人手不足が見込まれる中で「物価高に負けない賃上げ」を継続的に実現することが不可欠であり、生産性向上とともに、価格転嫁・取引適正化の推進が肝要である。そのための主な中小・小規模企業への支援策として、賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策強化に向けた改正中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、取引慣行の改善を目指すとともに、幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけを継続するとしている。成長志向の中小企業に向けた支援としては、前年度

より新たな支援枠組み「100 億宣言」を新たに開始しており、宣言企業への成長加速化補助金などの支援策を実施している。また、資金繰り対策として、民間金融機関においては信用保証制度における支援として「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」、「協調支援型特別保証」を、政府系金融機関においては「通常時の資本性劣後ローンの拡充」、「日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付などのメニューを用意している。また、中小企業においては、未だ事業承継が必要な経営者、70 代以上の事業者が多く存在しているため、分散化が進む事業承継手法に対応した支援を行えるように、事業承継・M&A 補助金や優遇税制措置を用意するとともに、事業承継・M&A 市場の健全化に向けた中小 M&A 市場改革プランの公表なども行うなど、多様な施策によって中小企業の成長を促そうとしている。

益田市においても多くの事業者は中小企業・小規模事業者である。そういった地元事業者や経済団体などから、将来への不安の声や、苦境を脱する支援を求める声が多く寄せられている。特に、人材確保をしようにも県外との賃金格差が大きく、かといって賃上げをする経営的余裕がないので、新たな挑戦を行うことはおろか人的リソースの不足により既存事業継続そのものがままならない状況であるとの悲痛な声もある。そのような状況に対応する様々な国の支援策について深く学ぶことができた。今後、今回得られた国の支援策の情報を基に、地元事業者への正確かつ有用な情報提供を行うとともに、それを補完すべく益田市における経済施策の充実を図るべく提言を行うといった議員活動へと繋げられる研修となったと考える。

（２）地域医療構想とは、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、将来の必要病床数を推計し、医療機関からの報告等に基づき、地域ごとに関係者の協議を行い、地域医療介護総合確保基金を活用しながら実現を目指していくものである。現行の地域医療構想は、病床の機能分化・連携を推進するため 2025 年に向けたものとして策定されている。令和 7 年度、「新たな地域医療構想」に関するガイドラインが国によって示され、それを基に令和 8 年度から県単位で新たな地域医療構想の策定が行われ、令和 9 年度以降その取組が順次開始されることとなる。

新たな地域医療構想は、入院医療における病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資するものとして策定される。今後、医療・介護のニーズ等を抱える 85 歳以上の増加、人材確保の

制約、地域差の拡大が懸念されている。国内の高齢者人口がピークに達することが想定される 2040 年やその先を見据えて、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要である。そのために、

- ・地域ごとの医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）
 - ・広域な観点の医療機関機能（医育及び広域診療等の総合的な機能）
- これらの確保に向けた取組が推進されることとなる。

益田市民にとっても、安心安全な生活の基盤となる医療提供体制の確立は非常に重要な課題である。特に、地域の高齢化に向けた市民の健康維持への積極的な取組は、地域社会を支えるための基礎となるものである。今回研修を行った新たな地域医療構想は、そういった地方自治体及び地域の取組の今後を考える上でもおさえておくべき国の大方針の一つである。地域住民にとって医療は生命そのものを守るまさにライフラインそのものであるがゆえに、時に要望が先鋭化し、過大なものになってしまう懸念がつきまとうという現実的な問題がある。そこで、きちんと全国の現状を把握したうえで、国の方針を前提に据えた冷静な視点を持った政策提言が、地方議員には求められるのではないかと考える。この研修においては、益田市の現状を踏まえた今後の医療提供体制の予想図を垣間見ることができ、非常に大きな収穫を得られるものとなった。

①

領 収 証

№ 015768

令和 8 年 1 月 5 日

高橋 伴典

様

領収金額	百万	千	円
	¥	81000	



但し 別紙 控 領

上記金額正に領収致しました

〈税抜金額〉

10%

〈消費税額〉

10%



株式
会社

全国観光公社

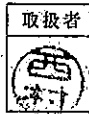
〒698-0023 島根県益田市常盤町5番29号

TEL (0856) 22-1144

FAX (0856) 22-1141

E-mail: info@zenkannet.jp

登録番号 T2280001005043



政務活動費支出報告（調査研究費）

視 察 先	視察②領土・主権展示館
調 査 日	令和8年3月25日
視察内容	竹島を含む領土問題に関する正確な知識と、未来志向の意識醸成について
経 費	詳細は別紙
所 感	領土・主権展示館は、東京の虎ノ門にある国立の展示施設であり、内閣官房領土・主権対策企画調整室が運営している。我が国の領土・主権、特に北方領土・竹島・尖閣諸島に関する事実や日本の立場に関する正確な理解を国内外に浸透させていくための発信拠点として2018（平成30）年1月に開館し、2020年（令和2）年に虎ノ門に移転し現在に至っている。領土問題は、その領有を主張する各国の主権の根幹に関する非常に繊細な問題であり、その議論においては常に正確な歴史知識と、自国および各国の主張および認識を踏まえた冷静な視点をもった発言・主張能力が必要となる。近年、世界中に暗い影を落とす国家間の侵略行為や戦争、地域間紛争の影響もあり、日本においても国民の領土や主権に関する問題意識が高まりつつある。そういった中で、SNS等インターネットによる情報拡散の波は、様々な分野においてあらゆるレベルでの知識、認識、主張を国民へ瞬く間に届け続けている。領土主権問題についての情報もまた個人のリテラシーの限度を超えた質量を有しており、まさに玉石混交であるため、一種の混乱を国民の意識にもたらしているのではないかと考える。竹島が日本固有の領土であることは歴史上疑いようのない事実であり、そのゆるがない歴史的資料も備えている。日本国はその認識を強く持ち、それが揺らぐことはない。しかし、その認識を支える国民の意識が醸成されていなければ、どんな正しい主張も力を無くしていく。今回視察を行った領土・主権展示館は、それに資するだけの権能を有している施設である。我が国の領土に関する正確な情報と資料、対立する各国の主張と歴史的経緯が、ある

程度の年齢以上であればスムーズに理解しやすい形で提示されており、立体映像による各領土の案内映像については、興味関心をあまり持たない人の意識にも、自分が足を踏み入れたことのない場所にもこんなに美しい領土を日本は持っているという誇りを持たされる力を持っているように感じた。現に、私は今回平日の昼間に訪問したが、老若男女問わず沢山の人たちが訪れ興味深く展示に見入る姿を確認できた。また、資料室では貴重な文献資料も閲覧可能で、学生と思しき若者が熱心に学んでいる姿も印象的であった。

先にも述べたが、領土・主権の問題に関しては、現代の情報氾濫社会において情報が錯綜し、国民の認識もしばしば混乱している様子も見受けられる。竹島を有する島根県民である益田市民においても、しばしばそういった状況は散見されることが、今回の視察を行った動機付けの一つとなっている。私自身も、いざ竹島問題について詳細な質問をされたときには、思わず答えに窮することもある。そういう意味では、島根県益田市の地方議員として更に研鑽を積むべきなのは言うまでもないこととして、市民のなかにも領土問題に関して問題意識を有している方々が少なからずおられる。そういった方々に、またそうでない市民にも東京を訪れた際に、時間があればぜひ訪れてみてもらいたい場所として、領土・主権展示館は自信をもって推薦できる場所であることが分かった。今回の視察を通じて、さらに領土・主権問題について学習する必要性を改めて痛感するとともに、市民の意識啓発及び醸成につながる活動も必要であると考えさせられた。そういった広い意味での議員活動に有益な視察となったと考えている。

②

領 収 証

No 015769

令和 8 年 3 月 23 日

高橋 伴典

様

領収金額	百万	千	円
		¥ 55	000

但し 35~ 東京旅費

上記金額正に領収致しました



〈税抜金額〉

10%

〈消費税額〉

10%



島根県知事登録2-9号 全旅協保証社員

株式会社 全国観光公社

〒698-0023 島根県益田市常盤町5番29号

TEL (0856) 22-1144

FAX (0856) 22-1141

E-mail: info@zenkannet.jp

登録番号 T2280001005043

取扱者

